令和７年度 千歳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和７年３月 13 日
市　長　決　裁

１　目的

障がいのある方が就労によって経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するとともに、障がいのある方が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、平成 25 年４月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、法に基づく取組が進められることになった。

千歳市においても、障害者優先調達推進法第９条の規定に基づき、平成 25 年度から毎年度「千歳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」（以下「調達方針」という。）を策定し、障害者優先調達推進法に基づく取組を進めてきているところであり、このたび、令和７年度における調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。

２　適用範囲

本調達方針は、千歳市の全ての組織に適用するものとする。

３　調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等については、次のとおりとする。

なお、次に記載のないものであっても、障害者就労施設等が受注可能な物品等であれば対象とする。

（１）物品

食品、農作物、印刷物、記念品・小物雑貨・ごみ袋等

（２）役務

クリーニング、清掃作業、廃棄作業、除雪作業、ＰＣ業務、軽作業等

4　調達の対象とする障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所・施設等

①　就労移行支援事業所

②　就労継続支援事業所（A型、B型）

③　生活介護事業所

④　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

⑤　地域活動支援センター

⑥　小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

①　「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」に基づく特例子会社

②　重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件

・ 障がい者の雇用者数が５人以上

・ 障がい者の割合が従業員の 20%以上

・ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

（3）在宅就業障がい者等

①　在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

②　在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5　調達の目標

令和６年度調達実績見込み等を踏まえ、令和７年度の目標額を 2,500 千円とする。

6　調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報提供を行い、各部署はその情報をもとに可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

7　調達方針及び調達実績の公表

（1）調達方針を策定したときは、市ホームページ等により公表する。

（2）調達実績は年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8　物品等の調達に当たっての留意事項

この方針による物品等の調達に当たっては、次の点に留意するものとする。

（1）予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号に基づく随意契約制度を活用する。

（2）高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に配慮する。

（3）障がい者の自立を促進する観点から、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き、受注者は業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

9　担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部障がい者支援課とする。